（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　個人の令和八年分における改正法附則第二十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五の四第二項の規定の適用に係る旧規則第五条の十二第一項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）第八条第一項第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（令和八年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

２　個人の令和八年分における改正法附則第二十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五の四第三項の規定の適用に係る旧規則第五条の十二第三項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号の二又は第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（同年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

（個人の倉庫用建物等の割増償却に関する経過措置）

第四条　改正法附則第三十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国土交通大臣又は旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の当該倉庫用建物等（同項に規定する特定総合効率化計画に記載された取得予定年月日が令和八年三月三十一日以前のものに限る。）がやむを得ない事情により同日までに同項に規定する倉庫業の用に供することができなかったものであることを証する書類の写しを確定申告書に添付することにより証明がされた場合における当該倉庫用建物等とする。

２　改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十五条の規定及び改正令附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第八条の規定に基づく旧規則第六条の二の規定は、なおその効力を有する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第五条　新規則第十八条の十一第十四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第十四項第二十三号に規定する特定口座に受け入れる同号に規定する持株会契約等に基づき取得した上場株式等について適用し、施行日前に同号に規定する特定口座に受け入れた同号に規定する持株会契約等に基づき取得した上場株式等については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び次条において同じ。）の旧事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（旧法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人の同条第十八項において準用する同条第八項第二号に規定する通算親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度を除く。）及び旧法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の旧法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）において特定試験研究（新規則第二十条の二第二十一項第一号イに規定する指定大学等（以下この条において「指定大学等」という。）と共同して行う試験研究（旧令第二十七条の四第二十四項第二号に掲げる試験研究費の額（旧法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究に該当するものに限る。）及び指定大学等に委託する試験研究（旧令第二十七条の四第二十四項第八号に掲げる試験研究に該当するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究費の額（旧法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）がある場合において、次の各号に掲げる当該特定試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該旧事業年度の租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（附則第八条第一項において「確定申告書等」という。）に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額があるときは、当該金額は、改正法附則第五十一条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の四第七項の規定の適用に係る旧規則第二十条第二十六項に規定する証明がされた金額とみなす。

一　指定大学等と共同して行うもの　当該法人の申請に基づき、当該法人の旧事業年度の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該法人が旧令第二十七条の四第二十四項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものに限る。）　当該指定大学等の長が認定した金額

二　指定大学等に委託するもの　当該法人の申請に基づき、当該法人の旧事業年度の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該法人が旧令第二十七条の四第二十四項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七条　法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）における改正法附則第五十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用に係る旧規則第二十条の十第一項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（旧事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

２　法人の旧事業年度における改正法附則第五十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二の五第三項の規定の適用に係る旧規則第二十条の十第三項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号の二又は第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（旧事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

（法人の倉庫用建物等の割増償却に関する経過措置）

第八条　改正法附則第五十九条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国土交通大臣又は旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の当該倉庫用建物等（同項に規定する特定総合効率化計画に記載された取得予定年月日が令和八年三月三十一日以前のものに限る。）がやむを得ない事情により同日までに同項に規定する倉庫業の用に供することができなかったものであることを証する書類の写しを確定申告書等に添付することにより証明がされた場合における当該倉庫用建物等とする。

２　改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十八条の規定及び改正令附則第十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十九条の三の規定に基づく旧規則第二十条の二十二の規定は、なおその効力を有する。

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第九条　新規則第二十二条の十三第三項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。